

○個人情報保護委員会告示第十号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年10月1日）時点の条番号 を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年9月30日）時点の条番号 を示すものとする。
1～3 [略]	1～3 [同左]
4 適用の範囲	4 適用の範囲
4－1 法第5章の規律対象となる主体	4－1 法第5章の規律対象となる主体
[略]	[同左]

4－1－1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第24条</u>
[略]	[略]

（※）令和8年10月1日時点において存続するもの

- ②～⑥ [略]

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名称	根拠法
[略]	[略]
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）
日本学術会議	日本学術会議法（令和7年法律第

4－1－1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第25条</u>
[同左]	[同左]

（※）令和8年7月31日時点において存続するもの

- ②～⑥ [同左]

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名称	根拠法
[同左]	[同左]
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）
日本銀行	日本銀行法（平成9年法律第89

	70 号)
日本銀行	日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号)
[略]	[略]

(3)～(6) [略]

4－1－2 [略]

4－2 [略]

5 個人情報等の取扱い

5－1・5－2 [略]

5－3 安全管理措置等

[略]

5－3－1 安全管理措置

(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務

[略]

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

[略]

(2) [略]

5－3－2 [略]

	号)
[同左]	[同左]

(3)～(6) [同左]

4－1－2 [同左]

4－2 [同左]

5 個人情報等の取扱い

5－1・5－2 [同左]

5－3 安全管理措置等

[同左]

5－3－1 安全管理措置

(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務

[同左]

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。

[同左]

(2) [同左]

5－3－2 [同左]

5－4～5－7　〔略〕 6～11　〔略〕	5－4～5－7　〔同左〕 6～11　〔同左〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。